2026 年 11 月 10 日

文京区長
成澤廣修　様

日本共産党文京区議会議員団
区議会議員　板倉　美千代
区議会議員　関川　けさ子
区議会議員　金子てるよし
区議会議員　石沢のりゆき
区議会議員　千田　恵美子
都議会議員　福手　ゆう子
党文京地区子育て･教育相談室長
坂本しょうこ

国民健康保険事業に関する緊急申し入れ

日頃より、区政運営にご尽力されていることに感謝申し上げます。

物価高騰や円安で区民の暮らしと地域経済の大変さは、一層の困難をもたらしています。こうした中、日本共産党文京区議団には、国民健康保険料の納付相談を行った区民から国保年金課の窓口で「相談しても払えないなら差押するから」と繰り返し言われ「脅しにも近いものを感じた」との声が寄せられています。そして、国民健康保険料督促状の郵送用の封筒が異様なデザインで人権侵害するものになっていることについては令和８年度９月補正予算案審議や令和７年度決算審査の際に指摘し謝罪する答弁がされたところですが、これら文京区の福祉行政に関し、以下の要望事項を申し入れます。

１　来年度の国民健康保険料については現状を認識し、抜本的な引下げのため以下の対応を行うこと。

①東京都に対し独自の財政措置実施を求めること。

②2027 年４月から実施される国の子どもの均等割半減策の 18 歳までの対象拡大については、直ちに拡充し 18 歳までの均等割を全額廃止するよう国に申し入れること。また、東京都に対し国に先立ち独自に全額免除の実施を求めると共に、それまでの間は区独自に全額免除をすること。

③区長会の国への要望で国民健康保険制度は「大変厳しい運営を強いられている」としており、全国知事会が求める国費１兆円の投入の要請について区としても要望すること。

④区として独自に保険料抑制のための法定外繰入を継続すること。

２　国保料率の「完全統一」達成目標年次を明記した、都国保運営方針の中間見直し案の取下げを都に求めると共に、現行の東京都国民健康保険運営方針について「相互扶助」の位置づけを改め、社会保障としての国民健康保険制度であることを明記しその立場を貫き、区市町村に対する法定外繰入解消の強要を行わず、保険料の強引な徴収強化を迫らないよ

う求めること。

3　異様なデザインの封筒の立案・決定、決裁、印刷発注、封入・納品、発送の段階で作成・使用中止の判断に至らなかった経緯と原因を明らかにし、区民と議会に報告し謝罪すること。

4　異様なデザインの封筒を作成したことについて、区は若者世代の意識喚起を目的にしたと釈明していますが、住民ひとり一人の尊厳への配慮に欠けるだけでなく若者世代への人権侵害を容認するものであり撤回すること。

5　令和８年度に作成した異様なデザインの督促状郵送用３種・73400 枚の封筒（黒い目玉、目玉多数、動画風コメント）は人権を侵害するものです。３種の封筒の内、使用した 19290 枚以外の未使用分 54110 枚について、区は 15000 枚を保管、39110 枚を「リサイクル処分」するとし、これらに 103 万 2 千円かかるのに加え、新たに白封筒作成に 46 万円費やすとしていますが、これら人権侵害含む対応に税金を使用したことについて謝罪し今後、この教訓を忘却せず継承し、人権感覚に富む職員を育成するため、一定部数を保存し、職員研修の教材として活用すること。

6　国民健康保険料が納期限に至り未納となった場合、督促状発送から 10 日後に「差押えしなければならない」と国税徴収法や地方税法の規定を周知していますが、国保法や滞納処分に関する法令等では、差押えは一律・機械的に行われてはならないとされています。滞納者にはそれぞれ異なる事情があり、一律の対応は適切でないからです。政府・厚労省は自治体に対し、生活相談を通じ納期限超過に至った事情を把握し、生活保護などの支援策に繋げる役割を求めていることから、督促状郵送の封筒や同封の文書に書かれていないこれらの法令の趣旨や差押え禁止財産について誰にでも理解できるよう優しい言葉で明記するなど、周知・案内を抜本改善すること。

7　国民健康保険料の納期限が迫り国保年金課で相談して分納の手続きを行った区民から、生活福祉課の自立支援窓口を通じ生活再建に向け相談している最中なのに預金口座を差し押さえられ「生活に大きな影響が出ている。生活困窮者への対応や差押えの運用について、区としての対応に疑問を感じています」との声が寄せられています。厚労省保険局が国民健康保険課長名で発出した「通知」で、滞納に対する処分は「納付相談の機会を確保する」ために行うものであり、「機械的運用」をしてはならないとしていることに基づいて、国保年金課において研修を毎年度行い徹底すること。

以上